

## 瀬戸市中小企業振興基本条例の制定について

本市に存する企業のうち、中小企業者が全事業所のうち 99.89% を占めており（小規模事業者の割合は 85.59%）、本市経済や雇用や消費などの市民生活において大変重要な役割を果たしています。

一方、少子高齢化による労働人口の減少や後継者不足、国際化に伴う企業間競争の激化、情報通信技術の高度化など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域経済の持続的な発展と市民生活の向上に寄与する中小企業の振興を、地域で一体となって支援するため、本市では、令和 2 年 4 月に「瀬戸市中小企業振興基本条例」を制定します。（令和 2 年 4 月 1 日に施行）

### 条例制定の背景

中小企業・小規模企業を取り巻く環境は大きく変わり、様々な課題に直面しています。

- ① 経営者の高齢化と後継者不足による事業承継問題
- ② 少子高齢化や人口減少に伴う労働人口の減少
- ③ 経済のグローバル化の進展に伴う国際競争の激化
- ④ 先端設備等投資による生産性向上の実現（新商品開発、自動化、IT 導入等）
- ⑤ 働き方改革の実現（時間外労働の上限規制、年次有給休暇、同一労働同一賃金等）
- ⑥ IoT、人工知能、ロボット等の技術革新、超スマート社会「Society 5.0」の実現
- ⑦ 持続可能な開発目標「SDGs」の達成に向けた取り組み、企業が果たすべき役割

### 条例の基本理念

- (1) 中小企業者の経営の改善と向上
- (2) 中小企業者が果たす重要な役割の認識
- (3) 中小企業者と関係機関との連携・協働

### 条例の主な内容

- (1) 目的、基本理念
- (2) 市の責務
- (3) 中小企業者の努力
- (4) 小規模企業者の努力
- (5) 関係機関の役割
- (6) 市民の理解と協力
- (7) 施策の基本方針

中小企業振興施策の推進のため、瀬戸市地域産業振興会議を開催し、瀬戸商工会議所、中小企業団体などの関係機関から意見を聴取し、施策の検討と実施を行ってまいります。条例の制定を期に、中小企業施策の一層の充実に、取り組んでまいります。

## ■ 条例制定におけるポイント

### ポイント① 市の責務、中小企業者・小規模企業者の努力、大企業者の役割等を明記

市や中小企業者・小規模企業者、大企業者、市民がお互いの立場・役割を理解することで、地域社会が一体となって、中小企業・小規模企業の振興を推進します。

### ポイント② 中小企業の振興施策を実施するための基本方針を規定

条例の理念に基づく中小企業・小規模企業の振興を実行に移していくため、振興施策の基本的な方針を定めます。「瀬戸市地域産業振興会議」などの意見をもとに、国、県その他関係団体と連携しながら、中小企業・小規模企業の振興施策を策定し、推進します。

### ポイント③ 地域産業の振興と活性化を図るための「瀬戸市地域産業振興会議」と連携

瀬戸市地域産業振興会議は、事務局を市に置き、商工会議所、中小企業団体、金融機関、支援機関、大学等、研究機関などの幅広い分野や業種の団体を構成メンバーとして、本市経済の持続的な発展を図るため、中小企業・小規模企業の振興を推進します。

## 中小企業・小規模企業振興のイメージ

